

令和5年第3回（通算777回）中山町農業委員会会議録

令和5年3月30日午後1時30分、中山町役場大会議室において令和5年第3回（通算777回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 武田修  | 3) 高橋富貴子 |
| 4) 庄司正  | 5) 横山昭義 | 6) 折笠満   |
| 7) 志田紀子 | 8) 小松茂夫 | 9) 石沢伸悦  |

●会議の事件は次のとおり

議第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第13号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第14号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第15号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第16号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第17号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第18号 職員の解職について

議第19号 職員の任命について

議長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回通算777回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において1番東海林一委員、2番武田修委員を指名いたします。

---

議長 議第12号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 3月17日、中山町役場202会議室において農地常任委員会

を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他4件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第12号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第12号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

---

議長 議第13号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他5件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第13号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第13号令和5年農地利用集積計画に

係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第14号に入る前に一言申し上げます。議第14号につきましては、7番志田紀子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 志田紀子委員退席 —————

議 長 再開します。議第14号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他2件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第14号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————— 全委員挙手 —————

議 長 異議ないものと認め、議第14号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 志田紀子委員着席 —————

---

議 長 議第15号に入る前に一言申し上げます。議第15号につきましては、4番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

---

庄司正委員退席

議 長 再開します。議第15号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、小松茂夫農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

8番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第15号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

---

全委員挙手

議 長 異議ないものと認め、議第5号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

---

庄司正委員着席

---

議 長 議第16号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第16号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第16号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議長 議第17号に入る前に一言申し上げます。議第17号につきましては、8番小松茂夫委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

—— 小松茂夫委員退席 ——

議長 再開します。議第17号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 　　ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 　　これで質疑を終結いたします。

議 長 　　議第17号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 　　異議ないものと認め、議第17号令和5年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 小松茂夫委員着席 —————

---

議 長 　　追加議案です。議第18号職員の解職について、議第19号職員の任用については関連性があることから一括で審議を行います。事務局より説明を求めます。

井上局長 　　議第18号職員の解職について、議第19号職員の任用について説明した。

議 長 　　ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 　　これで質疑を終結いたします。

議 長 　　議第18号職員の解職について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 　　異議ないものと認め議第18号職員の解職について、原案のとおり可決いたします。

議 長 　　議第19号職員の任用について原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 　　異議ないものと認め議第19号職員の任用について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 1 3 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 1 4 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 1 5 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 1 6 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 1 7 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 1 8 号 職員の解職について
- 議第 1 9 号 職員の任命について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員